

安全管理規程

平成18年10月1日制定

株式会社 津久井神奈交バス

(目 次)

第1章 総 則

第 1 条 目 的

第 2 条 適用範囲

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第 3 条 輸送の安全に関する基本的な方針

第 4 条 輸送の安全に関する重点施策

第 5 条 輸送の安全に関する目標

第 6 条 輸送の安全に関する計画

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

第 7 条 代表取締役等の責務

第 8 条 社内組織

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

第 9 条 輸送の安全に関する重点施策の実施

第10条 輸送の安全に関する情報の共有および伝達

第11条 事故、災害等に関する報告連絡体制

第12条 輸送の安全に関する教育および訓練

第13条 輸送の安全に関する内部監査

第14条 輸送の安全に関する業務の改善

第15条 情報の公開

第16条 輸送の安全に関する記録の管理等

株式会社津久井神奈交バス 安全管理規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、株式会社津久井神奈交バス（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第 3 条 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- 2 代表取締役および常勤取締役は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 当社は、前条に基づき、次に掲げる事項を重点施策として実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を速や

かに伝達し、共有すること。

- ⑤ 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

- 2 当社は、旅客自動車運送事業の委託会社である神奈川中央交通株式会社と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 前条に掲げる重点施策について達成目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成するため各重点施策について必要な計画を作成する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(代表取締役等の責務)

第 7 条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第 8 条 代表取締役は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、企業統治を適確に行う。

- ① 運行管理者
- ② 整備管理者
- ③ その他必要な責任者

- 2 代表取締役は、神奈交 5 社による各委員会を共同で開催し、輸送の安全の確保に関する研究調査を行い、事故防止対策を策定し実施する。
- 3 常勤取締役および営業所長は、所内各対策会議を開催し、輸送の安全の確保に関し営業所内を統括し、所内の運行管理者、整備管理者等従業員の指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙の「安全管理体制組織図」および別紙の「緊急連絡図」による。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 9 条 代表取締役および常勤取締役は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第 10 条 代表取締役および常勤取締役は、現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合には、これを看過ごしたり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 11 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙の「緊急連絡図」による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、代表取締役および常勤取締役、神奈川中央交通株式会社安全統括管理者に速やかに伝達されるように努める。
- 3 代表取締役および常勤取締役は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および訓練)

第 12 条 代表取締役および常勤取締役は、第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 13 条 代表取締役および常勤取締役は、自ら若しくは神奈川中央交通株式会社法務監査室に依頼し、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 代表取締役および常勤取締役は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、神奈川中央交通株式会社安全統括管理者に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第14条 代表取締役は、所長から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2 代表取締役は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第15条 代表取締役は、下記事項について毎年度公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 輸送の安全に関する予算・実績額
- ⑧ 安全管理規程
- ⑨ 輸送の安全に関する教育および訓練の計画
- ⑩ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第16条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、代表取締役および常勤取締役の指示、内部監査の結果、神奈川中央交通株式会社安全統括管理者に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法については別に定める文書取扱規程による。

付 則

この規程は、平成18年10月1日より適用する。